

第16回新型コロナウイルス対策本部会議

令和2年5月15日（金）16:00～16:30 危機管理防災センター本部会議室

司会

それでは、定刻になりましたので、ただいまから第16回新型コロナウイルス対策本部会議を開催いたします。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

まず、議題2の（1）新型コロナウイルス感染症の発生動向につきまして、保健医療部長から説明をお願いいたします。

保健医療部長

保健医療部でございます。

それでは、資料の3ページをご覧いただきたいと思っております。まず、PCR検査の状況でございますが、ゴールデンウィーク中の検査数は落ちたものの、連休明けには検査数が戻りまして、多い日は、行政検査と民間の検査の合計で、1日当たり600件を超える検査を行っている状況でございます。

1枚おめくりいただきまして、陽性率の推移でございます。陽性率につきましては、民間検査の検査人数の報告がされるまでの、タイムラグなどの日々のばらつきを平準化して全体の傾向を見る趣旨で、移動平均の値を用いて公表しております。

具体的には、その日から過去7日間の各日の陽性率の平均をその日の陽性率としております。5月12日から、政令指定都市、中核市が実施した検査を含まない形で数値の公表を開始したところでございますが、その後、各市から、データの提供をいただけることになりました。

そこで、本日は、各市の実施分も含めた、再計算した全県分の陽性率についてご報告をさせていただきます。

3月以降、陽性者数の増加と時を同じくして、陽性率も上昇傾向が続きまして、4月6日から4月12日の陽性率の平均は、15.9パーセントに達しておりました。

その後、PCR検査数が拡大基調にある一方で、外出自粛などの効果から、陽性者数は減少傾向にございまして、直近の5月7日から13日の陽性率の平均は、1.5パーセントまで減ってきております。

1枚おめくりいただきまして、5ページでございます。陽性者数と退院・療養終了者数の推移（日別）でございます。

4月7日の緊急事態宣言発令以降、1日当たりの陽性者数は、4月15日にピークの61名となりました。この以降、日別の陽性者数は減少いたしまして、5月に入ってから、1日当たり10名を下る日も多くなってきております。

一方で、退院した方やホテル・自宅での療養を終了した方は増えまして、日別に見ますと、4月27日からは、陽性者数と逆転しております。

1枚めくっていただきまして、6ページでございます。陽性者、退院・療養終了者の推移（累計）のほうでございますが、昨日現在で、累計の陽性者数は977人、そこから、退院や療養を終了した方、亡くなられた方を除いた現在の患者数は、241人となっています。

患者数のピークが、中ほどにございますが658名ということでしたが、陽性者数の減少、退院・療養終了者数の増加によりまして、現在の患者数は減ってきているという状況でございます。

おめくりいただきまして、7ページでございます。病床使用率ということですが、確保病床が225床や300床だったころは、病床使用率が70パーセントを超える時期もございましたが、602床を確保した現在は、患者数が減ってきていることもございまして、病床使用率は、全体で30パーセント台、重症者の病床については10パーセント台と低く推移しております。

1枚おめくりいただきまして、8ページでございます。発症経緯の内訳でございます。

3月末時点の発症経緯は、海外由来のケースの割合が多かったものでございますが、現在は、右側でございますけれども、家庭内や病院・施設内での感染が多くなっているという状況でございます。

9ページをお開きください。孤発例の推移ということがございます。

4月の上旬がピークであったと考えられ、現在は減少してきておりますが、ただ、現在においても、この孤発例は、まだまだ見受けられる動きにございます。

10ページをお開きいただきたいと思っております。陽性者の市町村別の分布でございますが、10ページが従来の方式、累積の分布でございます。

11ページをお開きいただきますと、直近2週間の発生状況

でございます。こちらでいきますと、直近2週間におきましては、感染者の発生していない市町村が多く見受けられるようになってまいりました。

私からは以上であります。

司会

それでは、続きまして、(2) 彩の国「新しい生活様式」安心宣言につきまして、産業労働部長から説明をお願いいたします。

産業労働部長

産業労働部でございます。12ページをお願いできればと思います。

12ページは、彩の国「新しい生活様式」安心宣言についての絵でございますが、これは、すでに5月12日の記者会見で知事から説明していただいたものでございます。

タイトルにあります「新しい生活様式」につきましては、5月4日の政府の基本的対処方針に示されているものでございます。

そこでは、今後の措置の解除に向けまして、すべての住民、事業者、感染拡大を予防する新しい生活様式を定着させていく必要があるとされています。

特に、事業者および関係団体につきましては、業種ごとにガイドラインを作成し、自主的な感染防止のための取り組みを進めることとされております。

県では、業種別のガイドラインを「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」として、それぞれの業種別団体に自主的に作成していただき、その宣言に基づく対策を講じていただくことといたしました。

図の説明を簡単にさせていただきます。図では、上のほうに矢印がありますが、感染リスクが低いもの、それから高いものということで、左右に分けさせていただいております。AからA、B、C、Dの4種類に分けさせていただいております。

まず、資料のAグループ、一番左側でございます。こちらにつきましては、感染リスクが低い施設や事業などで、これから説明いたしますB、C、Dのグループに入らないものにつきまして、すべての事業・施設を対象とするものでございます。

具体的には、①のところに書いてありますが、かっこ書きの中の業種、電力、ガス、郵便等の公共サービス、それから、倉庫業やデリバリーのサービス、そして、薬局やコンビニ、スー

パーの基礎的・生活物資を扱う部分などでございます。

これらの団体につきましては、自主的に、その下にあります、黒抜きがしてございます「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」を行っていただきたいと考えております。

県のホームページから、安心宣言のひな型などがダウンロードしていただけますので、こちらを活用していただければ、すぐに宣言を行うことはできます。

また、ホームページでは、事業者の皆さまがすぐにでも宣言していただけるよう、共通宣言を掲載いたしまして、その利用をご案内させていただいているところでございます。

続きまして、㊸と㊹でございしますが、㊸グループにつきましては、感染リスクのやや高い施設・事業のうち、県が事業継続を要請していて、飲食サービスを伴うもの、また、県が事業継続自粛を要請していないものでございます。

具体的には、かっこ書きにありますように、飲食店、小売業、居酒屋、宴会場を除くホテル・旅館などでございます。

続いて、㊹グループでございしますが、㊹グループにつきましては、現在、特措法施行令11条によりまして、営業自粛をお願いしている施設・事業のうち、クラスター感染が発生していない施設でございます。

具体的には、劇場、映画館等でございます。

㊸と㊹のグループにつきましては、業種別の安心宣言を提出していただきたいと考えております。提出していただいたものにつきましては、その下にあります「彩の国『新しい生活様式』評議会」で確認をしていただきます。

この「彩の国『新しい生活様式』評議会」は、黒抜きでありますように、行政、医師会、経済・情報関連団体、労働団体、消費者団体、メディア等で構成されておりまして、業種別の団体の安心宣言を確認していただく役割を担っていただいております。

評議会が内容を確認した安心宣言につきましては、さらに、右のほうに矢印が出ておりますが、県のホームページで紹介いたしますとともに、各事業者のホームページなどで、活用が可能な認定書を交付させていただきたいと考えております。

この業種別の宣言につきましては、来週18日月曜日から、22日金曜日までを受付期間とさせていただいておりまして、こちらにつきましては、県のホームページ等で、作成例や受付先などもご案内させていただいているものでございます。

最後に、右にあります㊦グループでございます。こちらにつきましては、国により特に留意すべきとされた施設・事業を対象とし、当面、「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の対象とはいたしてございません。

なお、業種別の団体等に加盟していない事業者につきましては、一番右の下に、点線の枠内にありますように、確認を受けた安心宣言を活用していただきまして、その遵守を宣言していただくということも考えてございます。

この安心宣言の取り組みによりまして、感染拡大の防止と社会経済活動の両立、安心な県民生活の実現を掲げてまいりたいと考えております。

各種団体の皆さま方には、5月13日に、埼玉県中小企業団体中央会を通じまして、安心宣言の作成をお願いしてございます。

また、当日、庁内、各部局にも所管の関係団体にご協力いただくよう、文書として出しております。

また、各部、各課におかれましても、共通宣言の確認、提出、遵守に、ぜひ、よろしくご協力をお願いしたいと思います。

私からは以上でございます。

司会

続きまして、(3)緊急事態措置の一部緩和について、危機管理防災部長から説明をお願いいたします。

危機管理防災部長

危機管理防災部でございます。資料の13ページをご覧くださいと思います。埼玉県における緊急事態措置の一部緩和についてでございます。

現在、5月31日までの期間で、外出の自粛や、あるいは施設の使用停止等の協力要請など、緊急事態措置を実施しているところでございますが、政府の基本的対処方針を踏まえまして、県民の皆さまの健康的な生活を維持するということで、措置の一部を緩和したいと考えております。

1の対象措置にございますように、特措法第24条第9項に基づく、施設の使用停止等の協力要請でございまして、その対象施設は、床面積1,000平米超、図書館でございます。

3の措置の緩和内容でございますが、徹底した感染防止策を講じるということを前提といたしまして、事前予約による図書の貸し出しは、措置の対象外とすると考えております。

以上でございます。

司会

続きまして、(4) 県有施設の再開について、県民生活部長から説明をお願いいたします。

県民生活部長

県が所有する図書館等および公園の再開でございます。

政府の基本的対処方針に示されております図書館等及び屋外公園のうち、県有施設の取り扱いにつきましては、以下のとおりといたします。

埼玉県立熊谷図書館、埼玉県立久喜図書館につきましては、別紙1の感染防止対策を徹底した上で、特別貸出窓口を設けて、予約図書の出借を再開する。上記措置は、5月19日とする。

別紙1でございますが、15ページをご覧いただきたいと思っております。図書館、これは共通様式でございますが、感染防止対策において、まずは、「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」、これは統一事項として、厳守いたします。

さらに、図書館の状況に応じて、枠の下でございますが、例えば、出入口付近に特別に設置した窓口のみで対応するでありますとか、閲覧室への立ち入りは禁止するなどの措置を取ってまいります。

次に、一度14ページにお戻りいただきまして、埼玉県立文書館でございます。

別紙2の感染防止対策を徹底した上で、事前予約のあった資料の閲覧を開始いたします。この措置は、5月19日からといたします。別紙2でございますが、16ページをお開きいただきたいと思っております。

これは、県立文書館の感染対策でございますが、先ほどご説明したように共通宣言、安心宣言とは異なります。ただし、その違いは、例えば、資料閲覧は予約制とする等の、具体的な事項の記載どおりであります。

14ページへお戻りいただきまして、県営公園でございます。県営公園は、18ページでございます施設一覧、こちらの管理施設になります。

この管理施設につきましては、別紙3の感染防止対策を徹底した上で、屋外空間について、従前どおりであります、県民に開放してまいります。

さらに、小型遊具、これは新たな話でございますが、注意事項を明示した上で再開をいたします。

屋内施設、大型遊具につきましては、「3密」等を避けるた

め、引き続き閉鎖、駐車場につきましても、遠隔地からの人の移動を阻止するために、引き続き閉鎖ということにいたします。これらの措置開始は、16日、明日からということになっています。

別紙3につきましては、17ページに記載しているものでございます。

2番、その他の施設でございますが、ただいま申し上げました上記1の実施状況を検証した上で、別紙1から3に示しましたような感染症対策手法をそれぞれ個別に定めまして、施設の再開に向けた検討を進めてまいります。

なお、3番として、これらの措置の実施にあたっては、あらかじめ、埼玉県新型感染症専門家会議等の意見を踏まえるということとしております。

以上でございます。

司会

続きまして、(5)パチンコ店への休業要請について、危機管理防災部長からお願いいたします。

危機管理防災部長

19ページをご覧いただきたいと思っております。パチンコ店への休業要請についてでございます。

緊急事態宣言の延長を受けまして、パチンコ店についても、特措法第24条第9項に基づいて、あらためて、5月7日からの施設の使用停止等、つまり、休業の協力を要請しているところでございます。

1の現状でございますが、5月1日現在、県内には、466のパチンコ店があると捉えておりますが、一部の店舗で営業を再開している状況でございます。

そこで、2の対応状況でございますが、5月8日に、埼玉県遊技業協同組合に対しまして、文書で協力を要請いたしますとともに、同じく5月8日、並行して、ホームページ等で確認した営業中の事業者に対しまして、電話で協力を要請しております。

その上で、休業していることが確認できなかった153店舗につきまして、5月13日に現地調査を行いまして、その結果、145店で営業していることを確認したところでございます。

昨日、営業中店舗に対しまして、特別措置法第45条第2項に基づく要請をすることになる旨の事前通知を行ったところでございます。

今後、対応状況を確認いたしまして、営業を継続している場合は、特別措置法第45条第2項に基づく要請を行うとともに、第4項に基づき、施設名を公表することとしております。

以上でございます。

司会

それでは、続きまして、(6)行動変容について、危機管理防災部長から説明をお願いいたします。

危機管理防災部長

それでは、資料の20ページをご覧いただきたいと思います。行動変容の資料でございまして、JR大宮駅の乗降者数の減少率の推移でございます。

前年と同じ週、同じ曜日と比較したものでございまして、「STAY HOME週間」と白抜きで書いておりますが、この期間中、特に、5月2日土曜日から5日火曜日までご覧いただきますとおわかりのとおり、4日連続して数%ぐらいの減少率となっております。

一方、STAY HOME週間が明けた後は、若干ではございますが、これまでよりも減少率が低下しているという状況でございます。

1枚おめくりいただきまして、21ページをご覧いただきたいと思います。

国が提供しておりますNTTドコモの統計データをグラフ化したものでございまして、対象エリアは大宮駅西口周辺でございます。

感染拡大前の1月18日から2月14日までの、4週間の平均との比較でございまして、それぞれ15時時点のものでございます。

STAY HOME週間中、休日を見てもみますと、約75パーセントの減少となっておりますが、やはり、STAY HOME週間が明けた後は、同様に、若干ではございますが、これまでよりも減少率が低下しているということがわかります。

おめくりいただきまして、22ページ、そして、次のページ、23ページもそうなのですが、KDDIからご提供いただいておりますauスマートフォンユーザーの位置情報データをもとに、4つの駅周辺の滞在者を分析したものでございます。

先ほどのドコモのモバイル空間統計と同じように、感染拡大前の1月18日から2月14日までの4週間との比較でございまして、実線が15時時点、点線が20時時点です。。

NTTドコモのデータと同様に、やはり、STAY HOME週間が明けた後は、若干名ではございますが、これまでよりも減少率が低下しているような状況でございます。

以上でございます。

司会

続きまして、(7)その他につきまして、保健医療部長からお願いいたします。

保健医療部長

それでは、私のほうから報告をさせていただきます。

本日、新型コロナウイルス抗原検出用キットの優先供給について、加藤厚生労働大臣に、緊急要望書を提出いたしました。

この抗原検出用キットと申しますのは、コロナ感染の有無をおおむね30分程度で判定できるというものでございまして、5月13日に保険適用がされまして、厚生労働省が、まず、東京都、大阪府、神奈川県、北海道、沖縄県に供給するとしたものでございます。

本県は、人口当たりの病床数や医師数が最小で、そういう状況の中でPCR検査の件数は、全国で3番目に多い。また、陽性患者数も全国で5番目に多い状況にございまして、こうした抗原検出キットについては、強く求められるところであり、かつその効果も高いということから、本県においても、直ちに使用できるよう、格段の配慮を求めるものでございます。

以上でございます。

司会

議題は以上でございますが、他に発言がある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、知事訓示について、大野知事からお願いいたします。

大野知事

(知事訓示：別紙のとおり)

司会

以上をもちまして、第16回新型コロナウイルス対策本部会議を終了いたします。

どうもありがとうございました。